

消防法令違反の建物を ホームページに公表します

(違反対象物の公表制度)

■建物を利用される皆様の安全・安心のために・・・

運用開始

平成**30**年**4**月**1**日から

違反対象物公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、利用について判断ができるよう、消防法令違反情報を公表する制度です。

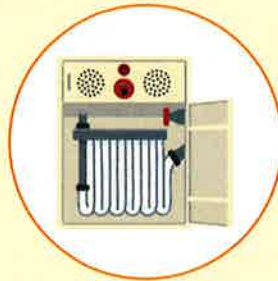
● 公表の対象となる建物は

ホテル、飲食店、店舗などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物

● 公表の対象となる違反項目は

消防用設備等の未設置

- ①屋内消火栓設備
- ②スプリンクラー設備
- ③自動火災報知設備



● 公表の手続きは

違反の内容を通知した後、14日を経過してなお引き続き同一の違反が認められる場合に水戸市ホームページへ掲載します。

● 公表する内容は

- ①建物の名称
- ②所在地
- ③違反の内容



防火対象物の関係者の方々へ

建物の増築や接続又はテナントが入替わる用途変更により、公表の対象となる設備が必要となる場合があります。このような変更を検討されている場合は、事前に火災予防課に相談してください。

問い合わせ先

■水戸市消防本部火災予防課

事前相談

☎221-0163

公表制度

☎221-0644